

高松市屋島山上観光駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

高松市長 大 西 秀 人

高松市規則第 5 2 号

高松市屋島山上観光駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

高松市屋島山上観光駐車場条例施行規則（平成 2 9 年高松市規則第 4 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
附 則 <u>1</u> この規則は、条例の施行の日から施行する。 <u>2</u> <u>条例附則第 5 項の規則で定める期間は、令和 8 年 9 月 1 9 日から令和 9 年 1 月 2 9 日までとする。</u>	附 則 この規則は、条例の施行の日から施行する。 [新設]

附 則
この規則は、公布の日から施行する。